

# 議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会 (12 月)]

[担当課(室)係]

林業振興課 林業振興係

## 議案名

議案第 72 号 指定管理者の指定について(梅田ふるさとセンター)

## 趣旨・目的

梅田ふるさとセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めようとするものです。

## 概要

梅田ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例第 6 条の規定に基づき梅田ふるさとセンターの管理を行わせるため、梅田ふるさとセンター管理運営組合を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 梅田ふるさとセンター
- 2 指定する団体 桐生市梅田町五丁目 7568 番地の 1  
梅田ふるさとセンター管理運営組合
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで  
(5 年間)

## 背景・経過

梅田ふるさとセンターは、山村振興地域の産業基盤及び生活環境を整備し、住民の福祉・文化の向上を目的として設置され、地域の観光案内、農産物・工芸品の直売や休憩所での文化的交流、創作実習室での伝統工芸等の各種教室の開催等を通じ、梅田地域の核となっている施設です。

梅田ふるさとセンター管理運営組合は、地元雇用による就業機会の確保、地元農産物の活用、地域情報の提供など梅田地域の活性化を図ることを目的とし、地域ぐるみの活動を目指して組織された団体です。平成 5 年度の施設オープン以来、同センターの運営を行ってきた実績があり、平成 18 年度からは指定管理者として指定され、施設の管理・運営を行ってきました。

梅田ふるさとセンターの指定管理期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了することから、次期指定管理者の選定方法を検討した結果、同センターの管理実績があり、市民及び地元住民団体が組織する団体である梅田ふるさとセンター管理運営組合が同施設を管理・運営することが地域人材の活用及び地域の振興に寄与し、施設の設置目的が達成できると考えられるため、非公募により、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。